

入札・契約制度の改正について（概要）

- 低価格入札への対応策の一環として、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

低入札価格調査制度の改正

■ W T O 政府調達協定対象工事における失格判断基準の適用

- ◆ 工事の品質確保や下請業者及び労働者へのしわ寄せの防止をより一層図ることから、W T O 政府調達協定対象工事（※）においても、低入札価格調査制度における失格判断基準を適用します。

※ 予定価格 23 億円以上の工事（平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）

【失格判断基準率】

対象工事	費目		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	一般工事※1			80%	70%	80%
プラント工事 ※2	機器費	直接工事費 (設計技術費を含む)	80%	共通仮設費	現場管理費 (据付間接費を含む)	一般管理費等
	50%	80%				

※ 1 一般工事とは、プラント工事以外の工事をいう。

※ 2 プラント工事とは、工場・施設等の主要な設備をあらかじめ製作し、現場で組立てる電気工種及び機械設備工種のうち、設計金額の積算内訳書（総括）において「機器費」が計上されている工事をいう。

最低価格入札者の積算内訳額のいずれか < 失格判断基準額※3 のときは失格と判断する

※ 3 設計金額の積算内訳に示す各費目の額 × 各費目の失格判断基準率

- ◆ 適用年月日
平成 23 年 4 月 1 日以後に開札を行う工事から適用します。

参照

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/kyotsu/O8teinyusatsu.pdf>